

## 仕 様 書

件 名	小型乗用自動車のリース
内 容	<p>1. 機種及び台数 小型乗用自動車 1 台</p> <p>2. 賃借料に含まれる項目</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 車両代</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 登録時諸費用</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 自動車重量税 (期間分)</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 自動車税 (期間分)</p> <p style="margin-left: 20px;">(5) 自動車損害賠償責任保険料 (期間分)</p> <p style="margin-left: 20px;">(6) 自動車保険 (任意保険) (期間分)</p> <p style="margin-left: 20px;">(7) メンテナンスサービス費用 (期間分)</p> <p style="margin-left: 20px;">(8) 車両返還、引取に係る諸費用</p> <p>3. 車種仕様は別紙「特記仕様書」のとおり</p> <p>4. 車種選定時の留意事項</p> <p>東京都グリーン購入ガイドに基づき、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 35 条に規定する低公害・低燃費車 (特定低公害・低燃費車という。) であること。</p> <p>※東京都グリーン購入ガイドについては以下を参照のこと</p> <p><a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green.html">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green.html</a></p>
履行期間	令和 3 年 2 月 1 日から 3 年
履行場所	(公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社 東京都昭島市東町 3-6-1 (産業サポートスクエア・TAMA敷地内)
支払方法	月払いとし、賃貸人の請求により支払う。また、月額賃借料は当月分を当月中に支払う。
備 考	<p>[暴力団排除に関する特約事項]</p> <p>別紙「暴力団等排除に関する特約条項」のとおり</p> <p>[契約案件の公表]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約 (官公庁との契約や競争入札に適さない契約等) のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。</li> <li>・ 公表項目 契約方法 (競争・独占・緊急・少額または特定の区分別)、契約種別 (工事・委託・物品等の区分別)、契約相手方の名称、契約金額</li> <li>・ 公表時期及び手法 決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表</li> </ul>

	<p>いたします。なお、公表の趣旨にご理解いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。</p> <p>[本仕様書の解釈] 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は公社と協議して決定する。</p>
担当者	<p>東京都昭島市東町 3-6-1 総合支援部 多摩支社 多摩ものづくりコミュニティ組成支援事業担当 電話番号 042-500-3901</p>